

新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の特例を受けられた方へ

猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります。現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、収納課までお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

(資料のご提出等に当たっては収納課にお問い合わせください。)

※ eLTAX から徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>)をご覧ください。

常陸太田市 収納課